

デジタル式電子電話交換機等一式貸借契約

入札説明書

令和3年11月8日

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

【 目 次 】

1	一般競争入札に付する事項.....	3
2	競争入札参加資格.....	3
3	入札参加資格確認申請書等の提出.....	4
4	入札説明会.....	5
5	入札に関する質問.....	5
6	入札手続等.....	5
7	落札者の決定方法等.....	7
8	再度入札の実施.....	7
9	契約の手続等.....	7
10	支払について.....	7
11	契約事務担当課.....	7
12	その他.....	8

令和3年11月8日付千葉市公告第699号により公告したデジタル式電子電話交換機等一式賃貸借契約の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

デジタル式電子電話交換機等一式賃貸借契約

(2) 概要

「仕様書」及び「契約書(案)」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

(4) 履行場所

千葉市若葉区役所及び千葉市美浜区役所

(5) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)に規定する市の休日には、受付(各質問の受付を含む)を行わない。

	内 容	日 付
①	入札公告	令和3年11月8日
②	入札説明書の交付	平成3年11月8日～令和3年11月29日
③	入札参加資格確認申請の受付	令和3年11月8日～令和3年11月29日
④	入札参加資格に関する質問の受付	令和3年11月8日～令和3年11月12日
⑤	入札参加資格に関する質問の回答(期限)	令和3年11月19日
⑥	仕様書等に関する質問の受付	令和3年11月8日～令和3年11月22日
⑦	入札参加資格確認結果の通知(発送期限)	令和3年12月3日
⑧	仕様書等に関する質問の回答(期限)	令和3年12月3日
⑨	入札及び開札	令和3年12月20日
⑩	契約締結	令和3年12月24日

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市物品入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、キおよびクについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第3条又は地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りではない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁

- 判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
 - オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 本市又はその他官公庁において、平成 28 年度から令和 2 年度までに同種の賃貸借契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等

ア 入札参加資格確認申請書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 実績調書（様式 3）

エ 市税完納及び特別徴収に関する証明書（前記 2（2）キ及びクを証するもの）

* 証明書は写しでも可とする。また、証明書の発行日は、入札参加資格申請日から遡って 3 か月以内であること。

(2) 入札参加資格確認申請書等の配付

令和 3 年 11 月 8 日（月）から千葉県ホームページ内「入札情報等」内の入札（見積）募集案件「物品」のページ

<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>

に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(3) 提出期間

1（5）「契約締結までのスケジュール」による。

(4) 提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに、1（5）「契約締結までのスケジュール」に定める提出締切日の前開庁日（令和 3 年 11 月 26 日（金））午後 5 時 00 分までに書留郵便にて必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認通知

1（5）「契約締結までのスケジュール」により、入札参加資格の確認審査の結果について、申請

者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を郵送する。

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

ア 質問書の様式

「入札参加資格に関する質問書」(様式4)を用いること。

イ 提出期間

1 (5)「契約締結までのスケジュール」による。

ウ 提出方法

契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

1 (5)「契約締結までのスケジュール」により、質問者に対して電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 質問書の様式

「仕様書等に関する質問書」(様式5)を用いること。

イ 提出期間

1 (5)「契約締結までのスケジュール」による。

ウ 提出方法

入札参加資格確認申請書に添えて提出するか、契約事務担当課宛てに電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

1 (5)「契約締結までのスケジュール」により、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者(入札参加資格の確認により入札参加が認められなかった者は除く。)に対して電子メールで回答するほか、質問書に電子メールアドレスの記載がない場合は、FAXで回答する。

(3) 質問書提出時の留意事項

ア 電子メールで送信した場合は、必ず契約事務担当課に電話連絡し、質問書の到達を確認すること。

イ メール1通当たりの容量が10MBを超えないよう留意すること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所

千葉市役所8階 市民局相談室

イ 日時

令和3年12月20日(月)午前10時00分

(場所、日時等を変更する場合は別途通知する。)

(2) 入札書類

ア 入札書 (様式 6)

イ 入札書別紙明細 (任意様式、様式 9 (表紙)) ※入札金額の算出根拠を示すこと

ウ 委任状 (様式 7) ※必要な場合のみ

(3) 入札書に記載する金額

ア 入札金額は、本件に係る一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札金額は契約初年度に要する金額の税抜額を記載すること (契約期間全体の総額でないことに注意すること)。また、次年度以降の 1 月当たりの支払額に変更がないようにすること。

(参考) 入札金額 = 月額 × 契約初年度に要する月数 (1 か月)

月額 = 賃貸借総額 (税抜) / 60 か月

(4) 入札書類の提出方法

ア 入札書類の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

イ 入札書及び入札書別紙明細は、商号及び入札件名を記載した封筒に入れ、密封の上、提出すること。

ウ 郵送による入札の場合は封筒を二重とし、入札書の中封筒に入れ、密封すること。

表封筒に「入札書在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに、入札日の前開庁日 (令和 3 年 12 月 17 日 (金)) 午後 5 時 00 分までに書留郵便にて必着のこと。

(5) 開札に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない (入札前に委任状 (様式 7) を提出すること)。

(6) 無効となる入札

ア 本書に定める入札書類等に虚偽の記載を行った者の入札

イ 千葉県契約規則 (昭和 40 年千葉県規則第 3 号) 第 16 条の規定に該当する入札

ウ 郵送により入札書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない入札

エ 金額表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

オ 入札の心得 (入札説明書付録) 中の「3. 無効となる入札について」に該当する入札

カ その他、本書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札保証金

要。ただし、千葉県契約規則第 8 条に該当する場合は、免除とする。また、入札保証金に代わる担保については、千葉県契約規則第 7 条による。

(8) 最低制限価格

無

(9) その他留意事項

ア 入札参加にあたっては、「入札の心得」を熟読すること。

イ 入札の際には、入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

7 落札者の決定方法等

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

8 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格の範囲内での価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で失格又は無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第28条の2による。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 千葉市契約規則の閲覧

千葉市契約規則は、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「千葉市例規集」にて閲覧できる。

http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html

10 支払について

(1) 支払方法

別添「契約書(案)」のとおり

11 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

電話 043-245-5133 (直通)

電子メール : kusei.CIC@city.chiba.lg.jp

1 2 その他

(1) 費用負担

入札参加に必要な費用は、すべて入札者の負担とする。

(2) 入札書類の取扱い

提出された入札書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。